雑益	39,652	
事業外収益合計		628,758
経常収益合計		15,605,976,778
経常利益		2,000,269,282
税引前当期純利益		2,000,269,282
法人税、住民税及び事業税		550
当期純利益		2,000,268,732

キャッシュ・フロー計算書

自　平成22年１月１日
至　平成22年３月31日

【船員保険勘定】　（単位:円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 6,662,203,653
拠出金等支出	△ 3,086,805,000
介護納付金支出	△ 799,986,000
被保険者貸付金支出	△ 330,000
人件費支出	△ 68,340,457
その他の業務支出	△ 1,533,685,624
保険料等交付金収入	41,308,058,916
疾病任意継続被保険者保険料収入	613,318,129
国庫補助金収入	847,911,000
国庫負担金収入	30,793,000
拠出金等返還金収入	113,616,000
被保険者貸付返済金収入	330,000
その他の業務収入	889,362
小計	30,763,565,673
利息の支払額	△ 64,266
利息の受取額	588,618
業務活動によるキャッシュ・フロー	30,764,090,025
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 22,856,868
無形固定資産の取得による支出	△ 38,902,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 61,759,368
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 682,494
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 682,494
Ⅳ　資金の増加額	30,701,648,163
Ⅴ　資金期首残高	0
Ⅵ　資金期末残高	30,701,648,163

利益の処分に関する書類

【船員保険勘定】　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		2,000,268,732
当期純利益	2,000,268,732	
Ⅱ　船員保険承継調整積立金取崩額		5,346,026,884
船員保険承継調整積立金取崩額	5,346,026,884	
Ⅲ　利益処分額		7,346,295,616
船員保険法第124条の準備金繰入額	7,346,295,616	
Ⅳ　次期繰越利益		—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は31,156,325,192円となります。

【船員保険勘定】

注　記　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年９月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　10～15年

工具備品　５～６年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑷　退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年４月23日法律第30号）附則第26条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第27条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年８月８日法律第182号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。